

投票区見直し(案)に関する大河内学区住民説明会議事録

1 市民説明会概要

日時:2026 年 7 月 17 日(金) 13時00分~13時41分 場所:有東木公民館

日時:2026 年 7 月 17 日(金) 18時00分~18時37分 場所:渡老人つどいの家

来場者数:22人

説明者:葵区選挙管理委員会事務局

質疑回答者:葵区選挙管理委員会事務局

2 議事録を公表する目的

本説明会では、投票区見直し(案)について説明を行い、参加者からの質問・意見等について情報共有を図るため、その内容を公表するもの。

3 議事録(有東木公民館)

<市民 A>

「以前からある期日前投票所は、これまでどおり実施されるのか。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「これまでどおり実施する予定です。」

<市民 A>

「今回変更となるのは、有東木公民館と渡老人つどいの家だけという理解でよいか。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「大河内地区としては、そのとおりです。」

<市民 B>

「当日投票所の開設時間について、法的な制約があることは理解したが、日曜日に午前中だけの実施というのはできないか。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「当日投票所については法律上開設時間が定められているため、午前中のみの実施は難しいです。」

<市民 C>

「高齢者にとって大河内交流館まで行くことは難しい。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「前日の期日前投票で、これまでと同様の場所での投票を検討いただきたいです。」

<市民 D>

「説明内容については十分理解した。」

<市民 E>

「自分も立会人を務めたことがあるが、投票に来る人は午前中に集中し、午後はほとんど来ない印象である。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「投票者のピークがおおむね午前 10 時頃であることは承知しております。」

<市民 F>

「終了時刻を 17 時としている理由はあるのか。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「17 時という終了時刻は現時点での案であり、変更の余地があります。」

<市民 F>

「仕事をしている人は 17 時までだと来られない可能性がある。自分は大丈夫だが、18 時までであれば利用しやすいのではないか。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「終了時刻を 18 時に変更することは可能です。」

→<葵区選挙管理委員会事務局提案>

「終了時刻を 18 時とすることもできますが、皆様いかがでしょうか。」

<参加者>

「異論なし。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「それでは、有東木公民館の期日前投票所は 18 時までとする方向で進めます。」

<市民 G>

「渡老人つといの家と終了時刻が異なってもよいのか。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「異なる設定とすることは可能です。ただし地域の皆様が混乱する可能性もあるため、この後の渡老人つどいの家での説明会においても 18 時までとする案を提案したいと考えています。なお、実施後であっても必要に応じて見直すことは可能です。」

4 議事録(渡老人つどいの家)

<市民 A>

「投票時間は 17 時まででよい。仕事をしている人は大河内生涯学習交流館へ行くと思う。」

<市民 B>

「期日前投票所へ変更となることが住民へしっかり伝わるのか心配である。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「回覧による周知のほか、有権者世帯へ郵送によりお知らせする予定です。」

<市民 C>

「大河内生涯学習交流館の期日前投票所の立会人について、この地域からも選出しなければならないのか。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「立会人の選出については、大河内の自治会連合会等の中でご相談いただきたいと考えています。」

<市民 C>

「現在より人数は減るが、必要に応じて追加で人を出す可能性はあるということか。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「その可能性はあります。一方で、大河内地区全体として見れば負担軽減につながると考えています。また、令和 10 年度には複数の選挙が予定されていることから、それまでに地域の負担軽減を図っていきたいと考えています。」

→<葵区選挙管理委員会事務局説明>

「有東木公民館での説明会において、終了時刻を 18 時まで延長してほしいとの意見がありました。できるだけ同じ運用としたいと考えていますが、終了時刻は後から見直すことも可能です。冒頭で 17 時からでよいというご意見がありましたが、まずは 18 時までとして実施することについて、皆様のご意見はいかがでしょうか。」

<市民 D>

「この地域は 17 時まででよい。18 時まで実施しても利用者はほとんどいないと思う。」

<市民 E>

「有東木公民館と渡老人つどいの家で終了時刻が異なっても問題ないのか。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「問題ありません。混乱しないように周知を丁寧に実施していきます。」

<市民 F>

「仮に反対意見が 1 件でもあった場合、この見直しは実施しないのか。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「いただいたご意見の内容を十分確認したうえで、総合的に判断し最終決定します。」